

政策会議付議事案書 (令和3年10月12日)

提案課名 財政課

報告者名 小山田 範人

<p>事案名</p>	<p>令和4年度(2022年度)予算の編成について</p>	<p>有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>令和4年度予算を編成するに当たり、次の4点を内容とした基本的な方針を作成し、全庁的に示し、かつ徹底することにより、円滑な編成作業を行うものです。</p> <p>なお、令和4年1月23日に市長選挙の執行を控えていることから、今年度は「予算編成方針」ではなく、「予算編成取扱要領」として作成し、予算編成方針は市長選挙執行後に改めて作成するものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本市の財政状況</li> <li>2 予算編成に当たっての基本方針</li> <li>3 予算編成の基本的注意事項</li> <li>4 通年予算又は骨格予算への対応</li> </ol>	
<p>経過等</p>	<p>令和3年5月 総合計画の財政推計について関係各課に照会</p> <p>〃 8月 〃 の取りまとめ</p> <p>〃 9月 予算編成取扱要領(案)の作成</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>令和4年度予算編成取扱要領を別添のとおり定めること。</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本市の財政状況             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 財政の現状</li> <li>(2) 令和4年度の財政見通し(一般財源ベース)</li> <li>(3) 総合計画前期基本計画期間の財政見通し(一般財源ベース)</li> </ol> </li> <li>2 予算編成に当たっての基本方針             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ポストコロナに向けた社会環境変化への適時適切な対応</li> <li>(2) 総合計画前期基本計画の着実な推進</li> <li>(3) 徹底した行財政改革の推進</li> </ol> </li> <li>3 予算編成の基本的注意事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本姿勢</li> <li>(2) 予算要求に当たっての上限</li> <li>(3) 新規事業の取扱い</li> <li>(4) 歳入増収策</li> </ol> </li> </ol>	

	<p>(5) 歳出削減策</p> <p>(6) その他の注意事項</p> <p>4 通年予算又は骨格予算への対応</p> <p>来年1月に市長選挙を控えているため、骨格予算にも対応できるよう、編成作業を行う。</p>
今後の取扱い	<p>令和3年10月13日 予算編成事務説明会の開催</p> <p>〃 12月下旬 政策部長査定の実施</p> <p>令和4年 1月下旬 令和4年度予算編成方針を決定（市長決裁）</p> <p>〃 2月上旬 市長査定の実施</p>

令和4年度  
(2022年度)  
予算編成取扱要領  
(案)

令和3年10月 日

秦野市政策部財政課

# 目 次

1	本市の財政状況	(ページ)
(1)	財政の現状	・・・ 1
(2)	令和4年度の財政見通し（一般財源ベース）	・・・ 1
(3)	総合計画前期基本計画期間の財政見通し（一般財源ベース）	・・・ 3
2	予算編成に当たっての基本方針	
(1)	ポストコロナに向けた社会環境変化への適時適切な対応	・・・ 4
(2)	総合計画前期基本計画の着実な推進	・・・ 4
(3)	徹底した行財政改革の推進	・・・ 4
3	予算編成の基本的注意事項	
(1)	基本姿勢	・・・ 5
(2)	予算要求に当たっての上限	・・・ 5
(3)	新規事業の取扱い	・・・ 5
(4)	歳入増収策	・・・ 6
(5)	歳出削減策	・・・ 7
(6)	その他の注意事項	・・・ 9
4	通年予算又は骨格予算への対応	・・・ 10

## 1 本市の財政状況

### (1) 財政の現状

令和2年度は、歳入の根幹となる市税について、個人市民税が納税義務者数や給与所得の増に伴い、約4千万円増額したものの、法人市民税が税制改正による税率引下げや新型コロナウイルス感染症の影響などによる企業業績の悪化に伴い、約3億6千万円減額したため、前年度に比べて、約3億3千万円の減額となりました。

一方で、歳出では、人件費が定年退職者の勤務延長に伴う退職金の増や会計年度任用職員制度の施行に伴い、約9億1千万円、扶助費が幼児教育・保育無償化の通年化や超高齢社会の進行による社会保障費の増に伴い、約4億6千万円、それぞれ増額となりました。また、公債費が平成29・30年度に借り入れた臨時財政対策債の元金償還が開始されたことなどに伴い、約1億2千万円、増額となったことから、義務的経費全体では、約14億9千万円の増額となりました。

これに加え、12回にわたり、新型感染症対策に係る補正予算を編成したことなどに伴い、不足が見込まれた財源を補填するため、財政調整基金から約11億5千万円を取り崩し、対応しました。

主な財政指標では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は95.7%と、依然として高い水準にあり、財政の硬直化が続いています。また、財政の豊かさを表す財政力指数は、県内16市で下から5番目の0.875（単年度）となっており、普通交付税を受け入れている状態が平成21年度から続いています。

このような厳しい財政状況の中でも、長期化する新型感染症への的確な対策を継続し、ポストコロナに向けた施策を展開していくとともに、新たな都市像の実現に向け、総合計画（はだの2030プラン）に掲げた取組を着実に進めていく必要があります。

### (2) 令和4年度の財政見通し（一般財源ベース）

#### ア 歳入

内閣府の月例経済報告（令和3年9月）では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。」とし、先行きについては、「各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染症の動向、サプラ

イチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があります。」としています。

市税収入について、令和3年度は、新型コロナウイルスが地域経済に与える影響がリーマンショックを超えると見込み、令和2年度の229億1千万から15億1千万円減じた214億円としました。しかし、令和4年度は、ワクチン接種が進み、経済活動の制約が徐々に解除されるとして、市税全体では、約218億7千万円（前年度比約4億7千万円、2.2%増）と回復基調を見込みました。

地方財源の不足を補填する、普通交付税とその代替財源の臨時財政対策債の合計については、市税の回復基調を見込んだことで、令和3年度の算定結果である約66億3千万円より減額はするものの、超高齢社会の進行など行政需要の増加の影響を受け、普通交付税を約35億8千万円（前年度同額）、臨時財政対策債の発行可能額を約29億2千万円（前年度比約4億5千万円、18.2%増）と合わせて約65億円と見込んでいます。

このようなことから、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金から繰り入れない場合、歳入に占める一般財源は、約336億8千万円（前年度比約7千万円、0.2%減）となる見込みです。

## イ 歳出

人件費は、期末手当の引下げや退職者数の減に伴い、約90億4千万円（前年度比約1億1千万円、1.2%減）を見込んでいます。

一方で、社会保障費である扶助費は、生活保護の被保護者や障害福祉サービス受給者の増加等により約1億5千万円増額し、これらに公債費を加えた義務的経費全体では、約171億6千万円（前年度比約4千万円、0.2%増）を見込んでいます。

また、総合計画に位置付ける事業や新規施策、物価上昇による業務運営費の増加傾向などを踏まえると、必要な一般財源は約346億8千万円となり、前年度と比べ、約9億3千万円の増となる見込みです。

## ウ 財源不足

上記の歳入及び歳出の見通しから、令和4年度は、約10億円の財源不足が生じる見込みとなっているため、まずは、歳出において業務運営費を縮減する必要があります。それでもなお不足する財源は、財政調整基金からの繰り入れなど臨時的な歳入により解消する必要があります。

○令和4年度歳入・歳出の見通し（一般財源ベース）

※令和3年10月1日現在

区分		3年度当初 (A)	4年度見込み (B)	増減 (B) - (A)	
歳入	市税	214.0億円	218.7億円	4.7億円	
	地方消費税交付金	31.2億円	32.5億円	1.3億円	
	地方交付税のうち普通交付税	35.8億円	35.8億円	0.0億円	
	臨時財政対策債	24.7億円	29.2億円	4.5億円	
	財政調整基金繰入金	11.7億円	—	△11.7億円	
	その他	20.1億円	20.6億円	0.5億円	
	計(a)	337.5億円	336.8億円	△0.7億円	
歳出	人件費	職員給与費	79.0億円	77.7億円	△1.3億円
		会計年度任用職員（報酬等）	12.5億円	12.7億円	0.2億円
	扶助費	45.4億円	46.9億円	1.5億円	
	公債費	34.3億円	34.3億円	0.0億円	
	繰出金	67.7億円	64.5億円	△3.2億円	
	二市組合分担金	10.8億円	12.9億円	2.1億円	
	建設事業費等	20.4億円	28.4億円	8.0億円	
	その他	3.5億円	3.6億円	0.1億円	
	業務運営費	63.9億円	65.8億円	1.9億円	
	計(b)	337.5億円	346.8億円	9.3億円	
財源不足額(a) - (b)		0.0億円	△10.0億円	△10.0億円	

(3) 総合計画前期基本計画期間の財政見通し（一般財源ベース）

総合計画前期基本計画期間（令和3年度～令和7年度）の財政見通しは、歳入においては、その根幹となる市税収入が、少子・超高齢社会の進行による生産年齢人口の減少に加え、新型コロナウイルスの長期化が地域経済に与える影響が不透明であることなどに伴い、伸び悩むことから、全体としては、長期にわたり、減少傾向が続くものと見込んでいます。

一方、歳出においては、扶助費や介護保険及び後期高齢者の各事業特別会計への繰出金など社会保障費の増加が続くとともに、近年に借り入れた臨時財政対策債をはじめとする市債の元金償還が開始される影響を受け、公債費の増加も続きます。

そのため、建設事業の平準化や経常的経費である業務運営費の縮減により収支の均衡を図る必要があります。

## 2 予算編成に当たっての基本方針

以上の財政状況を踏まえて、次の3点を令和4年度予算編成に当たっての基本方針とします。

### (1) ポストコロナに向けた社会環境変化への適時適切な対応

ワクチン接種の促進などにより、新型感染症の拡大は徐々に収まりつつあるものの、依然として予断を許さない状況です。そのため、これまで取り組んできた「健康と医療」、「日々の暮らし」、「地域経済」を守る3本の柱を中心とした対策を継続していく必要があります。

また、市民の生活様式や働き方は大きく変化していることから、新型感染症の収束を見据え、「地域経済の好循環」に資する取組やスマート自治体の実現に向けた「デジタル化」への対応、さらには、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた施策を進めることとします。

### (2) 総合計画前期基本計画の着実な推進

総合計画は、まちづくりの基本理念や将来都市像を掲げ、SDGsの理念を踏まえて、持続可能なまちづくりの基本方向を示すものです。

そこで、先導的に取り組み、相乗的な効果を発揮させるものとして、計画に掲げるリーディングプロジェクトに重点的に取り組むとともに、施策大綱別（分野別）計画にある基本目標を柱とした諸施策を着実に推進していくこととします。

そのため、リーディングプロジェクトのうち、組織横断的な連携が必要な「横断プロジェクト」については、引き続き「リーディングプロジェクト特別枠」を設けて進めていくこととします。

### (3) 徹底した行財政改革の推進

人口減少や少子高齢化が進み、限られた財源や職員数の中で、必要な行政サービスを提供し続けていくためには、これまでのサービスや仕事の仕方そのものを見直す「質の改革」の視点が必要です。

そのうえで、徹底した事業の優先順位付けにより、廃止や縮小、必要に応じて拡大させるなど、「選択と集中」を強化することで、歳入増加と歳出削減の両面における「量の改革」の取組を加速させることとします。

そのため、「はだの行政サービス改革基本方針」に示す「5つの改革の柱」の取組を着実に進めるとともに、コロナ禍の経験を生かし、既存事業をゼロベースで見直す機会と捉え、徹底した行財政改革の推進を図ります。



### 3 予算編成の基本的注意事項

具体的な予算要求に当たっては、次に示す「基本姿勢」、「予算要求に当たっての上限」、「新規事業の取扱い」、「歳入増収策」、「歳出削減策」及び「その他の注意事項」の6点に留意すること。

#### (1) 基本姿勢

合理的証拠に基づく政策立案（EBPM）を踏まえ、令和3年度の全ての事業において、PDCAサイクルによる事業目的・指標の再確認やエビデンスに基づく事業効果の検証を徹底すること。また、AIやRPAなどICTを活用することにより市民サービスの向上と合わせて、業務の効率化に積極的に取り組むこと。

なお、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、規模の縮小等を行った事業については、これまでと同様に要求するのではなく、必要な改善を加え、事業全体の再構築（スクラップアンドビルド）を図り、適切な予算見積りを行うこと。

#### (2) 予算要求に当たっての上限

経費	上限
業務運営費 <sup>※1</sup>	対前年度5%削減した額 (部等全体の一般財源ベース)
扶助費などの義務的経費	総合計画に係る財政推計値
各特別会計への繰出金	
建設事業費等 <sup>※2</sup>	

※1 予算要求は、必ず、この範囲内で行うこととし、単に事業ごとの一律削減を行うのではなく、「必要性」「有効性」「効率性」「類似性」等の視点から、全ての事務・事業をゼロベースから見直し、緊急度や優先度に基づくメリハリのある要求を行うこと。なお、見直しに当たっては、期限を定めるほか、目標値・指標等を設定し、効果の検証と改善が客観的に行えるようにすること。

※2 総合計画に位置付ける建設事業費や新規施策とし、限られた財源を優先的・重点的な事業に配分するため、必ず事業の優先順位付けを行うこと。

#### (3) 新規事業の取扱い

必要性を厳しく見極め、必ず財源確保策を示すとともに、スクラップアンドビルドの観点から、既存事業の廃止・再構築を前提とし、後年度に生じる負担への対応も明らかにしたうえで必要な経費を見積もること。

#### (4) 歳入増収策

##### ア 市税

総合計画に定める目標や普通交付税算定での基準とする徴収率の達成に向けて、納付環境の拡充などの取組を踏まえた、積極的かつ的確な収入見込額を見積もること。特に、滞納に対しては、現年課税分への早期対応、滞納繰越分は、厳正な滞納整理手法による徴収努力を尽くした見積額とすること。

##### イ 使用料及び手数料

使用料や手数料の金額は、利用者の問題だけではなく、非利用者の税負担との問題でもあるため、行政サービスのコスト等を正確に把握するとともに、負担の公平性確保や受益者負担の原則にのっとり、サービスに応じた適正な水準となっているかを確認し、必要に応じて見直しを図ること。また、感染症の影響を踏まえたうえで、施設の利用向上・拡大に向けた具体的な取組を行うこと。

##### ウ 国・県支出金

国や県の予算編成や補助制度の動向について、積極的に情報を収集し、柔軟かつ的確に予算編成に反映すること。また、複数の課で活用が見込まれる補助金等については、関係課及び財政課への情報提供を行うこと。

国・県の補助事業を要求するに当たっては、主体的に選択をしたうえで活用を図ることとし、補助事業であることを理由に安易に予算化を行い、結果として後年度に多額の一般財源負担を招かぬように留意すること。

国・県支出金等の交付基準に基づく要望を行い、基準を下回る内示となった場合については、国や県に対し、直接働き掛けるなど、積極的な対応に努めるとともに、見直しの機会ととらえること。なお、廃止又は縮減された場合は、市費での肩代わりは行わないこと。

##### エ 財産収入

本市が所有する財産や権利などの現況を的確に把握し、効率的に活用するとともに、財産貸付料の適正化を図ること。特に、遊休地などの未利用財産のうち、事業化が見込めない土地は、積極的に処分し、あるいは貸し付けるなど、必ず何らかの収入確保に努めること。

##### オ 貸付金元金収入

負担の公平性を確保する観点から、貸付金は、返納率の向上に向けて積極的に取り組むこと。

## カ その他の歳入

各部等が創意工夫を図るとともに、他団体や民間等が実施している歳入確保策を参考とするなど、積極的な財源確保を図ること。

また、歳入全般をきめ細かく洗い直すことにより、既成概念を払拭し、可能な限りの財源を確保すること。

## (5) 歳出削減策

### ア 人件費（会計年度任用職員以外）

市民に新たな負担を求めていくに当たり、市民の理解と信頼を得るため、引き続き、給与制度及び組織の見直しや人員の適正化が必要であるとの認識に立って、人件費の削減を行うよう取り組むこと。

また、「新たな日常」の実現に向けた職場改革を見据え、中長期的な視点で定数管理を行うこと。

### イ 会計年度任用職員の任用

会計年度任用職員については、8月に実施した組織・執行体制ヒアリングの結果、新たに配置することとしている場合を除き、原則として人員は増員しません。また、報酬、期末手当、費用弁償、社会保険料、雇用保険、健康診断委託料の計上について、適切に対処すること。

### ウ 物件費

節減合理化を継続し、前年度の実績などによる安易な計上は厳に慎み、徹底した見直しを行うこと。

#### (ア) 需用費

事務使用物品などの購入は極力見合わせることとし、購入する場合には、補助事業を最大限に活用すること。また、効率的な機器への転換等により、光熱水費の削減に努めること。

#### (イ) 委託料

単価や数量の精査を行うとともに、複数年契約とすることが有利になる場合は、契約方法の見直しを行うなど、徹底した節減合理化を図ること。また、指定管理者制度やNPO等の活用に当たっては、導入後の効果やトータルコスト等を十分に検証し、より適正なものとなるよう精査すること。

## エ 扶助費

各種の市単制度は、社会経済情勢の変化、国の制度との整合性、受益と負担の公平性などに照らして妥当な制度であるか、将来にわたって持続可能な制度であるかなど、本市財政の現状と将来の見通しを踏まえた十分な検討及び見直しを行うこと。特に、新規事業を要求する場合は、既存事業の廃止・再構築を行うこと。

## オ 施設の維持管理費

公共施設の改修や修繕は、利用者の安全確保の観点から優先順位を付け、「公共施設保全計画」を踏まえて実施すること。また、維持管理費を計上する場合であっても、その費用対効果を客観的に比較・検証したうえで、必要最小限の経費とすること。

## カ 補助金・交付金

「補助金の見直し方針」を踏まえ、施策上の必要性や公益性を点検するとともに、対象とする事業の現状や目標とする状態、補助による効果を明らかにしたうえで、次の点について留意して要求すること。

- (ア) 団体補助にあつては、一定の余剰金が生じているときは、補助金の削減等を検討するとともに、自立した団体運営となるよう検討・調整を行うこと。
- (イ) 補助の目的や性質等を踏まえ、終期又は見直し時期を必ず設定すること。また、見直し期限が到来する前に、定量的な根拠をもって、その廃止又は継続の検討を行うこと。
- (ウ) 負担の公平性を確保する観点から、市税などを滞納している対象者には、交付を制限すること。
- (エ) 補助以外による方法がより効果的であるときは、事業委託等への切り替えを検討すること。

## キ 貸付金

必要性、貸付効果などを十分に検証し、必要最低限の金額とするとともに、必要に応じ適正な利子を設定すること。

## ク 各種協議会負担金

加入の必要性を十分に検討し、メリットが説明できないものは脱会するなど、整理合理化を図ること。

## ケ 環境への配慮

「ゼロカーボンシティ」への挑戦を表明したことに伴い、環境対策の一環として、グリーン購入や新エネルギー・省エネルギー機器への更新など、環境に配慮した見積りを徹底すること。

## コ 企業会計・特別会計

独立採算が前提であることを踏まえ、財源不足を安易に一般会計に依存することのないよう、事業運営方法などを見直すこと。

また、感染症の影響を踏まえつつ、公平性の観点から、適正な受益者負担のあり方を十分に検討するとともに、徹底した経営努力による経費の節減と運営の合理化により、一般会計からの基準外や赤字の繰入金を削減すること。

## サ その他の歳出

前年度予算計上額以下に抑えることを基本とし、増額又は新たに計上する場合は、特定財源の確保又はそれに見合った一般財源ベースの事業費を減額し、必要な財源を確保すること。

## (6) その他の注意事項

### ア 市民及び議会からの指摘事項

市民及び議会からの指摘事項は、部内及び関係部課と十分協議、調整すること。特に、決算審議における指摘事項については、早急な対応を検討すること。

### イ 監査委員からの意見、要望

決算審査意見書に記載された監査委員からの意見、要望に該当する事項について、再確認すること。

### ウ 市民生活における影響への配慮

市民生活に与える影響に特に配慮が必要な事業は、たとえ少額なものであっても、きめ細かな配慮を行うこと。

### エ 複数部門で調整を要する事業

横断的に連携し、予算執行段階で支障を来さないよう、各部等の連携により必要な経費を漏れなく見積もること。

### オ 設計額等の積算

設計額等の積算に当たっては、検算を厳格に行うとともに、業者見積りを参考とする場合は、必ず2者以上から参考見積りを徴取して、最低額を見積額に反映させること。

市内業者により履行可能な業務は、市内業者から見積りを徴取すること。  
また、設計等で使用する単価は、業務内容に照らし、適正な単価を設定すること。特に委託業務は、仕様に基づく経費の積算を適切に行うこと。

#### カ 市内経済活性化の推進

市内経済の活性化と中小企業振興の観点から、発注・調達の対象を適切に分離・分割するなど市内事業者の受注機会の確保に努めること。

また、年間を通じて、工事量や設計・測量等の業務量が平準化するように発注時期に配慮すること。特に、市単独工事費等（通例的な維持補修工事費、せん定、測量などの委託料等）には、引き続き、ゼロ市債を積極的に活用するとともに、債務負担行為を適切に設定することで年度をまたぐ発注に取り組むなど、発注・施工時期の平準化に努めること。

#### キ 条例、規則及び要綱の制定等

制度、施策及び補助金の見直しに係る条例、規則及び要綱は、法令及び予算との整合を図る必要があることから、制定及び改廃に当たっては、予算見積もりに合わせて関係部課等と十分協議のうえ、早期に立案すること。

#### ク 精度の高い事業計画の作成

事業計画の作成に当たっては、実施年度における変動要素を減らすため、関係機関との事前調整、事業の規模・内容の検討を十分に行うこと。正確な資料、情報等に基づく精度の高い事業計画を作成し、積算外執行や未執行を生じさせないようにすること。

#### ケ 予算要求額の公表

透明性の確保と説明責任を果たす観点から、引き続き、予算要求額の公表を実施する。公表内容は前年度と同様、全ての事業を公表対象とするので、十分に精査すること。

### 4 通年予算又は骨格予算への対応

令和4年度予算の編成に当たっては、来年1月23日に市長選挙を控えているため、骨格予算にも対応できるよう、編成作業を行います。

したがって、各部等においては、「通年予算ベース所要額」とあわせて、「骨格予算」として編成する場合の所要額についても、別に示す予算編成事務要領に基づき整理しておくこととします。

なお、最終的な当初予算計上額は、市民生活への影響等を総合的に勘案しながら、予算編成過程において検討することとします。

## 議題2

### 政策会議付議事案書 (令和3年10月12日)

提案課名 市民税課 資産税課

報告者名 渋谷 寛 黒田 正治

事案名	秦野市市税条例の一部を改正することについて	資料 有
目的・必要性	<p>平成31年度、令和2年度及び令和3年度税制改正による地方税法の一部改正に伴い、市税条例に次のとおり改正の必要が生じたものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 軽自動車税種別割に係る電気軽自動車等、一定の環境性能を有する軽自動車に適用するグリーン化特例について、見直しが行われたため、必要な改正をするもの。</li> <li>2 固定資産税に係る認定先端設備等導入計画に従って取得した設備に適用する地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)について、必要な改正を行うもの。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生産性向上特別措置法の廃止に伴う先端設備等に係る適用条文の廃止                   <ul style="list-style-type: none"> <li>※廃止後の先端設備等における特例措置の適用については、既存の別条文に統合</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>3 法人市民税に係る算定期間である連結事業年度に係る規定について、国税において連結納税制度がグループ通算制度に移行するため、必要な改正をするもの。</li> </ol>	
経過・検討結果	<p><b>【法律の公布の経過】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成31年3月29日 地方税法等の一部を改正する法律公布 (施行日：平成31年4月1日) 上記1の軽自動車税が該当</li> <li>2 令和2年3月31日 地方税法等の一部を改正する法律公布 (施行日：令和4年4月1日) 上記3の法人市民税が該当</li> <li>3 令和3年3月31日 地方税法等の一部を改正する法律公布 (施行日：令和3年4月1日) 上記1の軽自動車税及び2の固定資産税が該当</li> </ol>	
決定等を要する事項	<p>秦野市市税条例の一部を、次のとおり改めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気軽自動車等一定の環境性能を有するものとして地方税法で定める軽自動車(令和3年度中又は令和4年度中に新規に車両の番号登録をしたものに限る。)の税率を、それぞれ令和4年度分又は令和5年度分に限り軽減すること。</li> <li>2 認定先端設備等導入計画に従って取得した設備等に適用する固定資産税の課税標準の特例率に係る規定を整理すること。</li> <li>3 法人税割における「連結事業年度」の規定を削除すること。</li> <li>4 移動が生じた引用条項を改めること。</li> </ol> <p>※ 詳細は別紙資料のとおり</p>	
今後の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年11月 令和3年12月第4回市議会定例会に上程</li> <li>2 令和3年12月 軽自動車税及び固定資産税は公布の日から施行、法人市民税は令和4年4月1日から施行 税制度改正周知(広報紙、ホームページ等)</li> </ol>	

秦野市市税条例の一部を改正することについて

秦野市市税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 3 年 1 1 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

#### 提案理由

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり改正するものであります。

- (1) 電気軽自動車等一定の環境性能を有するものとして地方税法で定める軽自動車（令和 3 年度中又は令和 4 年度中に新規に車両の番号登録をしたものに限る。）の税率を、それぞれ令和 4 年度分又は令和 5 年度分に限り軽減すること。
- (2) 認定先端設備等導入計画に従って取得した設備等に適用する固定資産税の課税標準の特例率に係る規定を整理すること。
- (3) 法人市民税の連結事業年度に係る規定を削除すること。
- (4) 移動が生じた引用条項を改めること。



## 秦野市市税条例の一部を改正する条例

秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項の表第 1 号オ中「法第 292 条第 1 項第 4 号の 5」を「法第 292 条第 1 項第 4 号の 2」に改める。

第 15 条第 1 項各号列記以外の部分中「又は各連結事業年度」を削る。

附則第 24 項中「法附則第 15 条第 30 項第 1 号イ」を「法附則第 15 条第 27 項第 1 号イ」に改める。

附則第 25 項中「法附則第 15 条第 30 項第 1 号ロ」を「法附則第 15 条第 27 項第 1 号ロ」に改める。

附則第 26 項中「法附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ」を「法附則第 15 条第 27 項第 1 号ハ」に改める。

附則第 27 項中「法附則第 15 条第 30 項第 1 号ニ」を「法附則第 15 条第 27 項第 1 号ニ」に改める。

附則第 28 項中「法附則第 15 条第 30 項第 2 号イ」を「法附則第 15 条第 27 項第 2 号イ」に改める。

附則第 29 項中「法附則第 15 条第 30 項第 2 号ロ」を「法附則第 15 条第 27 項第 2 号ロ」に改める。

附則第 30 項中「法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハ」を「法附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ」に改める。

附則第 31 項中「法附則第 15 条第 30 項第 3 号イ」を「法附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」に改める。

附則第 32 項中「法附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ」を「法附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」に改める。

附則第 33 項中「法附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ」を「法附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」に改める。

附則第 34 項中「法附則第 15 条第 34 項」を「法附則第 15 条第 30 項」に改める。

附則第 35 項中「法附則第 15 条第 38 項」を「法附則第 15 条第 34 項」に改める。

附則第 36 項中「法附則第 15 条第 39 項」を「法附則第 15 条第 35 項」

に改める。

附則第37項を削り、附則第38項を附則第37項とし、附則第39項から第43項までを1項ずつ繰り上げ、附則第52項を附則第55項とし、附則第45項から第51項までを3項ずつ繰り下げ、附則第44項を附則第43項とし、同項の次に次の4項を加える。

44 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第41項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

45 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第41項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

46 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第42項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

47 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第43項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

表の右欄に掲げる字句とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項の表第1号オの改正規定及び第15条第1項各号列記以外の部分の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

##### (市民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の秦野市市税条例第15条第1項の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分及び連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

##### (軽自動車税に関する経過措置)

- 3 この条例による改正後の秦野市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和4年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第 号 秦野市市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧												
<p>(法人の均等割の税率)</p> <p>第13条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">法人等の区分</th> <th style="width: 30%;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(1) 次に掲げる法人</p> <p style="padding-left: 20px;">ア－エ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">オ 資本金等の額（<u>法第292条第1項第4号の2</u>に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び次項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び次項において同じ。）で資本金等の額が</p> <p style="padding-left: 40px;">1, 000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（施行令で定める役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p> </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(2)－(9) (略)</td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	法人等の区分	税率	<p>(1) 次に掲げる法人</p> <p style="padding-left: 20px;">ア－エ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">オ 資本金等の額（<u>法第292条第1項第4号の2</u>に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び次項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び次項において同じ。）で資本金等の額が</p> <p style="padding-left: 40px;">1, 000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（施行令で定める役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	(略)	(2)－(9) (略)	(略)	<p>(法人の均等割の税率)</p> <p>第13条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">法人等の区分</th> <th style="width: 30%;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(1) 次に掲げる法人</p> <p style="padding-left: 20px;">ア－エ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">オ 資本金等の額（<u>法第292条第1項第4号の5</u>に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び次項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び次項において同じ。）で資本金等の額が</p> <p style="padding-left: 40px;">1, 000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（施行令で定める役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p> </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(2)－(9) (略)</td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	法人等の区分	税率	<p>(1) 次に掲げる法人</p> <p style="padding-left: 20px;">ア－エ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">オ 資本金等の額（<u>法第292条第1項第4号の5</u>に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び次項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び次項において同じ。）で資本金等の額が</p> <p style="padding-left: 40px;">1, 000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（施行令で定める役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	(略)	(2)－(9) (略)	(略)
法人等の区分	税率												
<p>(1) 次に掲げる法人</p> <p style="padding-left: 20px;">ア－エ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">オ 資本金等の額（<u>法第292条第1項第4号の2</u>に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び次項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び次項において同じ。）で資本金等の額が</p> <p style="padding-left: 40px;">1, 000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（施行令で定める役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	(略)												
(2)－(9) (略)	(略)												
法人等の区分	税率												
<p>(1) 次に掲げる法人</p> <p style="padding-left: 20px;">ア－エ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">オ 資本金等の額（<u>法第292条第1項第4号の5</u>に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び次項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び次項において同じ。）で資本金等の額が</p> <p style="padding-left: 40px;">1, 000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（施行令で定める役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	(略)												
(2)－(9) (略)	(略)												

2 (略)

(法人の市民税の課税の特例)

第15条 次の各号に掲げる法人に対する各事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、その法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれの各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

附 則

1-23 (略)

24 法附則第15条第27項第1号イの条例で定める割合は、  
3分の2とする。

25 法附則第15条第27項第1号ロの条例で定める割合は、  
3分の2とする。

26 法附則第15条第27項第1号ハの条例で定める割合は、  
3分の2とする。

27 法附則第15条第27項第1号ニの条例で定める割合は、  
3分の2とする。

28 法附則第15条第27項第2号イの条例で定める割合は、  
4分の3とする。

29 法附則第15条第27項第2号ロの条例で定める割合は、

2 (略)

(法人の市民税の課税の特例)

第15条 次の各号に掲げる法人に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、その法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれの各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

附 則

1-23 (略)

24 法附則第15条第30項第1号イの条例で定める割合は、  
3分の2とする。

25 法附則第15条第30項第1号ロの条例で定める割合は、  
3分の2とする。

26 法附則第15条第30項第1号ハの条例で定める割合は、  
3分の2とする。

27 法附則第15条第30項第1号ニの条例で定める割合は、  
3分の2とする。

28 法附則第15条第30項第2号イの条例で定める割合は、  
4分の3とする。

29 法附則第15条第30項第2号ロの条例で定める割合は、

4分の3とする。

30 法附則第15条第27項第2号ハの条例で定める割合は、4分の3とする。

31 法附則第15条第27項第3号イの条例で定める割合は、2分の1とする。

32 法附則第15条第27項第3号ロの条例で定める割合は、2分の1とする。

33 法附則第15条第27項第3号ハの条例で定める割合は、2分の1とする。

34 法附則第15条第30項の条例で定める割合は、3分の2とする。

35 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の1とする。

36 法附則第15条第35項の条例で定める割合は、3分の2とする。

37-43 (略)

44 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の、令和4年4月1日から令和5年3月

4分の3とする。

30 法附則第15条第30項第2号ハの条例で定める割合は、4分の3とする。

31 法附則第15条第30項第3号イの条例で定める割合は、2分の1とする。

32 法附則第15条第30項第3号ロの条例で定める割合は、2分の1とする。

33 法附則第15条第30項第3号ハの条例で定める割合は、2分の1とする。

34 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の2とする。

35 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、3分の1とする。

36 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、3分の2とする。

37 法附則第15条第41項の条例で定める割合は、零とする。

38-44 (略)

3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第 4 1 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 5 法附則第 3 0 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第 3 1 条の規定の適用については、その軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第 4 1 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 6 法附則第 3 0 条第 7 項の規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第 3 1 条の規定の適用については、その軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第 4 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

47 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第43項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

48-55 (略)

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項の表第1号オの改正規定及び第15条第1項各号列記以外の部分の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の秦野市市税条例第15条第1項の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分及び連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

45-52 (略)



(軽自動車税に関する経過措置)

- 3 この条例による改正後の秦野市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和4年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

## 秦野市市税条例の一部を改正することについて

### 1 軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例の適用見直し

#### (1) 改正の概要

排出ガス低減性能及び燃費性能が優れる環境負荷の小さい車両に賦課する軽自動車税の種別割について、その税率を軽減するグリーン化特例の適用条件の見直しに伴い、令和5年度課税分まで延長するものです。（改正後附則第44・45・46・47項）

#### (2) 特例の内容

##### ア 適用条件及び軽減率

【改正前】 (改正前附則第42・43・44項)		【改正後】 (改正後附則第44項)	
区分	軽減率	区分	軽減率
自家用軽乗用車	電気自動車、天然ガス自動車 75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減
	令和2年度基準+30%達成 50%軽減	適用対象外	
	令和2年度基準+10%達成 25%軽減		
【改正前附則第42・43・44項】		【改正後附則第45・46・47項】	
区分	軽減率	区分	軽減率
営業用軽乗用車	電気自動車、天然ガス自動車 75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減
	令和2年度基準+30%達成 50%軽減	令和12年度基準90%達成	50%軽減
	令和2年度基準+10%達成 25%軽減	令和12年度基準70%達成	25%軽減
【改正前附則第42・43・44項】		【改正後附則第45項】	
区分	軽減率	区分	軽減率
軽貨物自動車	電気自動車、天然ガス自動車 75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減
	平成27年度基準+35%達成 50%軽減	適用対象外	
	平成27年度基準+15%達成 25%軽減		

※ 天然ガス自動車の排ガス要件：平成30年規制適合車又は平成21年規制からNOx10%低減達成車に限る。

※ ガソリン車・LPG車の排ガス要件：平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る。

イ 年税額

車種区分			標準税率	軽減税率		
				75%軽減	50%軽減	25%軽減
三輪車			3,900円	1,000円	※2,000円	※3,000円
四輪車	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	/	
	貨物	営業用	3,800円	1,000円		
		自家用	5,000円	1,300円		

※営業用乗用車に限る。

(3) 取得期間及び課税年度

取得期間	課税年度
令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和4年度
令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	令和5年度

2 固定資産税の地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の改正

生産性向上特別措置法の廃止に伴い、認定先端設備等導入計画に係る規定が、中小企業等経営強化法に移管されたことにより、この計画に従い中小企業等が取得した設備等に係る特例措置について、地方税法の規定が改正されたため、関係規定を整理するとともに、その適用期限を2年延長するものです。（改正前附則第37・39項、改正後附則第38項）

(1) 対象資産及び適用条文

適用区分	令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで
機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備	地方税法附則第15条第41項	地方税法附則第64条
事業用家屋及び構築物	地方税法附則第64条	

(2) 適用期限

令和4年度課税分以後、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年度分

### 3 国税における連結納税制度の見直しに伴う法人市民税の改正

法人税において、企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度から、各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行されたことに伴い、法人市民税の連結事業年度に係る規定を削除するものです。（第15条）

### 4 引用条項の整理

移動が生じた引用条項を改めるものです。

### 5 施行日

この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、第13条及び第15条の改正規定は、令和4年4月1日から施行するものです。

政策会議付議事案書 (令和3年10月12日)

提案課名 市民相談人権課

報告者名 鈴野 仁

<p>事案名</p>	<p>秦野市犯罪被害者等支援条例を制定することについて</p>	<p style="text-align: center;">有</p> <p>資料 無</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">目的・必要性</p>	<p>「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」が平成17年4月に施行され、本市では、「秦野市小災害見舞金等支給要綱」に基づく見舞金の支給等を行っていますが、今後は、日常生活における支援や法律相談・カウンセリング等、より犯罪被害者の方々に寄り添った、きめ細やかな支援が必要です。</p> <p>こうした中、令和2年6月第2回定例会において、「令2陳情第4号 秦野市における犯罪被害者等支援条例の制定を求める陳情」が賛成全員により採択され、犯罪被害からの早期回復に向けた生活支援、福祉支援が求められています。</p> <p>本市における令和2年の全刑法犯認知件数は459件で、このうち、凶悪犯罪は6件発生し、誰もがその当事者となる可能性を抱えています。</p> <p>こうしたことから、犯罪被害に遭われた方やその家族が、地域で安心して日常生活を取り戻していくための支援ができるよう、また、被害に遭われた方だけでなく、市民が安心して暮らすことができる地域社会を目指し、「秦野市犯罪被害者等支援条例」を制定するものです。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経過・検討結果</p>	<p>経過</p> <p>令和3年3月 「犯罪被害者等支援条例」の制定について、施政方針で表明</p> <p>令和3年5月 犯罪被害者等支援庁内検討会を開催</p> <p>〃 5月～6月 秦野警察、県警本部との調整</p> <p>〃 6月 平塚保健福祉事務所との調整</p> <p>法テラス、県弁護士会との調整</p> <p>犯罪被害者遺族から犯罪被害の実態等聴取</p> <p>令和3年7月 We bアンケートの実施</p> <p>〃 10月 「犯罪被害者等支援条例案」について、秦野市人権擁護委員会及び庁内関係各課から意見聴取</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決定等を要する事項</p>	<p>秦野市犯罪被害者等支援条例を次のとおり制定すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪被害者等の支援についての基本理念を定め、市の責務と市民等や事業者の役割に関する事項（条例第3・4・5・6条）</li> <li>2 犯罪被害者等の精神的・経済的負担を軽減するため、支援金を支給するとともに、日常生活、居住の安定、法律問題、精神的被害の回復及び雇用の安定のために必要な支援に関する事項（条例第7条）</li> <li>3 市外の犯罪被害者等への支援に関する事項（条例第8条）</li> <li>4 犯罪被害者等の支援を充実させるため、人材育成や市民等への啓発活動等に関する事項（条例第10・12条）</li> <li>5 支援施策に反映させるため、犯罪被害者等及び関係機関等からの意見聴取に関する事項（条例第13条）</li> </ol>								
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取扱い</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">令和3年10月</td> <td style="padding: 5px;">「犯罪被害者支援講演会」を開催</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">" 11月</td> <td style="padding: 5px;">令和3年12月第4回定例会へ条例制定議案を提出</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">令和4年1月～3月</td> <td style="padding: 5px;">市民周知（広報3/1号、市ホームページ等） 規則等の整備</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">" 4月</td> <td style="padding: 5px;">条例施行</td> </tr> </table>	令和3年10月	「犯罪被害者支援講演会」を開催	" 11月	令和3年12月第4回定例会へ条例制定議案を提出	令和4年1月～3月	市民周知（広報3/1号、市ホームページ等） 規則等の整備	" 4月	条例施行
令和3年10月	「犯罪被害者支援講演会」を開催								
" 11月	令和3年12月第4回定例会へ条例制定議案を提出								
令和4年1月～3月	市民周知（広報3/1号、市ホームページ等） 規則等の整備								
" 4月	条例施行								

秦野市犯罪被害者等支援条例を制定することについて

秦野市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

#### 提案理由

犯罪被害者等の支援について基本理念を定めるとともに、本市、市民、事業者等が一体となって取り組む犯罪被害者等の支援のための施策の総合的な推進を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的として、制定するものであります。

## 秦野市犯罪被害者等支援条例

## (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援等について、基本理念を定め、並びに本市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で本市内に住所を有するもの及びその家族又は遺族その他これらに準じる者をいう。
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (4) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。
- (5) 市民等 本市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は本市内で活動を行う団体をいう。
- (6) 事業者 本市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の本市内で事業活動を行う者をいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が犯罪等の加害者等から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。

## (基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられるよう、配慮して行われるものとする。



- 2 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正で、経済的負担について配慮された、利用しやすいものとする。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、本市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進するとともに、犯罪被害者等が再び安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われるものとする。
- 4 本市、関係機関等、市民等及び事業者は、二次被害及び再被害の防止に配慮するものとする。

(本市の責務)

第4条 本市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 本市は、この条例に規定する支援を総合的に実施するための窓口を設置し、必要な識見を有する職員を置くものとする。
- 3 本市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等の被害により直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるものとする。

- 2 市民等は、本市がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の就労その他その犯罪等による被害について事業者に求められる各種手続等についても十分に配慮するよう努めるものとする。

(総合支援事業による支援)

第7条 本市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次の各号に掲げる総合支援事業を行うものとする。

- (1) 犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、次に掲げる支援金の支給その他必要な支援を行うこと。

- ア 遺族支援金
- イ 重傷病支援金
- ウ 性犯罪被害支援金

- (2) 犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、家事、子育て等に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (3) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (4) 犯罪等の被害により法律上の問題に直面している犯罪被害者等に対し、法律相談の実施その他必要な支援を行うこと。
- (5) 犯罪等により精神的な被害を受けた犯罪被害者等に対し、カウンセリングの実施その他必要な支援を行うこと。
- (6) 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を増進するための支援その他必要な支援を行うこと。

## 2 総合支援事業の実施について必要な事項は、規則で定める。

(本市内に住所を有しない犯罪等による被害者等への支援)

第8条 本市は、本市内に住所を有しない者が本市内で発生した犯罪等により被害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、第4条第3項に規定する支援を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第9条 本市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(人材の育成)

第10条 本市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材の育成に関する研修の実施その他必要な取組を行うものとする。

(民間支援団体への支援)

第11条 本市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性を考慮し、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(市民等への啓発活動等)

第12条 本市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯

罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について市民等の理解を深めるよう、啓発活動その他必要な取組を行うものとする。

(意見の聴取)

第13条 本市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 秦野市犯罪被害者等総合支援事業実施規則制定案のあらまし

### 1 規則に規定する内容

条例第7条に規定する総合支援事業として本市が実施する事業は、次のとおりとすること。

- (1) 支援金支給事業
- (2) 日常生活等支援事業
- (3) 専門相談支援事業

### 2 支援金支給事業の主な内容

#### (1) 概要

条例第7条第1項第1号の規定による支援金の支給は、次のとおりとすること。

区分	内容	支給対象者	支給額
遺族支援金	死亡した場合に支給	被害者遺族	50万円 <sup>※1</sup>
重傷病支援金	重傷病を負った場合に支給	被害者本人	10万円 <sup>※2</sup>
性犯罪被害支援金	性犯罪の被害を被った場合に支給	被害者本人	5万円

※1 既に重傷病支援金の支給を受けている者が、同一の犯罪被害に起因して死亡した場合は、40万円

※2 既に性犯罪被害支援金の支給を受けている場合は、5万円

#### (2) 支給の制限

支給対象者が次のいずれかに該当するときは、支援金を支給しないことができること。

ア 犯罪を誘発したときその他犯罪被害についてその責めに帰すべき行為があったとき。

イ 加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないとき。

ウ 犯罪被害者の被害が加害者の過失によるものであるとき。

エ 同一の犯罪被害について、この規則による支援金と同種のものの支給を国又は他の地方公共団体から受けているとき。

オ 秦野市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等であるとき。

(3) 申請の期限

支援金の申請は、犯罪が行われた日から起算して2年を経過した日以後は、することができないこと。ただし、この期間内に申請を行わなかったことについて、やむを得ない理由があるときは、この限りでないこと。

3 日常生活等支援事業の主な内容

(1) 概要

条例第7条第1項第2号及び第3号の規定による費用の助成は、次のとおりとすること。

区分	内容	助成対象者	助成額等
配食サービス費用の助成	配食サービスの利用に要した費用を助成	被害者本人、被害者家族、被害者遺族	1名につき1日当たり 1,000円を上限とし、30日まで
一時預かりサービス費用の助成	小学校就学前の児童又は小学校の児童の一時預かりサービスの利用に要した費用を助成	被害者本人、被害者家族又は被害者遺族のうち犯罪被害者の子を監護するもの	子1名につき1日当たり 8,500円を上限とし、10日まで
転居費用の助成	犯罪被害により従前の住居に居住することが困難な場合に、転居に要した費用を助成	被害者本人、被害者遺族 (加害者の過失によるものは除く)	1件の犯罪被害につき20万円を上限とし、1回まで

(2) 助成の制限

助成対象者が次のいずれかに該当するときは、助成を実施しないことができること。

ア 犯罪を誘発したときその他犯罪被害についてその責めに帰すべき行為があったとき。

イ 加害者との関係その他の事情から判断して、助成の実施をすることが社会通念上適切でないときと認められるとき。

ウ 過失による被害においては、被害者に重大な過失があったとき。

エ 同一の犯罪被害について、この規則による助成と同種のものの助成を国又は他の地方公共団体から受けているとき。

オ 秦野市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等であるとき。

(5) 申請の期限

助成の申請は、犯罪が行われた日から起算して1年（配食サービス費用の助成にあつては、60日）を経過した日以後は、することができないこと。ただし、この期間内に申請を行わなかったことについて、やむを得ない理由があるときは、この限りでないこと。

#### 4 専門相談支援事業の主な内容

(1) 概要

条例第7条第1項第4号の規定による法律相談及び同項第5号の規定によるカウンセリングは、次のとおりとすること。

区分	内容	対象者	方法等
法律相談	犯罪被害者等が犯罪被害により直面している法律上の問題について、犯罪被害に精通する弁護士により実施	相談内容が次のいずれかに該当する者 (1) 犯罪被害の届出又は告訴に関すること。 (2) 警察又は検察庁における犯罪被害者等の事情聴取、捜査状況等に関すること。 (3) 刑事裁判、示談、損害賠償請求等に関すること。 (4) 検察審査会、被害者等通知制度等に関すること。 (5) マスコミ及びインターネット上の誹謗中傷に対する対策等、二次被害の防止に関すること。 (6) 犯罪被害者等給付金、弁護士費用の扶助その他の経済的支援に関すること。	1回当たり60分を目安とし、利用開始日から起算して3年以内に2回まで

<p>カウンセリング</p>	<p>犯罪被害者等 が犯罪により 受けた精神的 な被害が早期 に軽減し、又 は回復するこ とができるよ う心理学的な 専門知識及び 技術を有する カウンセラー により実施</p>	<p>相談内容が次のいずれかに該 当する者</p> <p>(1) 心や身体についての悩み に関する事 こと。</p> <p>(2) 家族関係の問題に関する 事 こと。</p> <p>(3) 職場、学校等の日常生活 上の問題に関する事 こと。</p> <p>(4) 対人関係の問題に関する 事 こと。</p>	<p>1回当たり 60分を目 安とし、利 用開始日か ら起算して 3年以内に 10回まで</p>
----------------	---	---	--

(2) 実施の制限

専門相談の対象者が次のいずれかに該当するときは、専門相談を実施しないことができること。

ア 犯罪を誘発したときその他犯罪被害についてその責めに帰すべき行為があったとき。

イ 加害者との関係その他の事情から判断して、専門相談の実施をすることが社会通念上適切でないとき認められるとき。

ウ 秦野市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等であるとき。

(3) 利用料

法律相談及びカウンセリングの利用料は、無料とすること。

5 様式

規則の規定により使用する様式を定めること。

犯罪被害者等支援条例の規定内容について

		趣 旨	秦野市(案)	横浜市	茅ヶ崎市
			R4. 4. 1施行予定	H31. 4. 1施行	H27. 11. 25施行
1	目的	条例が規定する概要を示し、制定の目的を明らかにする。	○	○	○
2	定義	用語の意義を定める。	○	○	○
3	基本理念	支援を推進するに当たっての基本となる考え方を定める。	○	○	○
4	市の責務	支援における市の責務を定める。	○	○	○
5	市民等の役割（責務）	支援における市民等の役割（責務）を定める。	○	○	○
6	事業者の役割（責務）	支援における事業者の役割（責務）を定める。	○	○	×
7	支援事業による支援	日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、市が総合支援事業による支援を行うことを定める。	○	○	○
8	市外の被害者等への支援	市内に住所を有しない被害者等に対して、市が支援を行うことを定める。	○	○	×
9	支援を行わない場合	市が支援を行わないことができる場合について定める。	○	○	×
10	人材の育成	支援を担う人材を育成するため、市が取組を行うことを定める。	○	○	○
11	民間支援団体への支援	民間支援団体の活動を促進するため、市が支援を行うことを定める。	○	○	○
12	市民等への啓発活動等	被害者等について市民等の理解を深めるため市が啓発活動等の取組を行うことを定める。	○	○	○
13	意見の聴取	市が被害者等及び関係機関等から意見を聴き施策に反映させるよう努めることについて定める。	○	×	○
14	委任	条例に定めるもののほか、条例の施行に必要な事項について定める。	○	○	○



条例第7条の支援内容について

		秦野市	横浜市	茅ヶ崎市
支援金	遺族支援金	50万円	30万円	50万円
	重傷病支援金	10万円	10万円	10万円
	性犯罪支援金	5万円	5万円	5万円
配食サービス	1食の助成限度額	1,000円		
	1日の助成回数	1回	未実施	未実施
	助成回数	30回		
家事・介護	家事助成時間数	—	72時間	60時間
	介護助成時間数	—	未実施	60時間
一時預かり	1日の助成限度額	8,500円	2,500円	3,000円
	※1 助成回数	10回	10回	5回
転居	助成限度額	20万円	20万円	10万円
	※2 助成回数	1回	1回	1回
家賃補助	助成限度額	—	未実施	3万円
	助成月数	—		6月
法律相談		2回	2回	未実施
カウンセリング		10回	10回	未実施

※1 秦野市は未就学児に加え、就学児をファミリーサポートセンターで預かる費用含む。

※2 秦野市及び横浜市は、運送・荷造り費用、敷金、礼金、仲介手数料等を助成

茅ヶ崎市は、運送・荷造り費用等を助成

令和3年度Webアンケート調査結果（犯罪被害者等支援について）

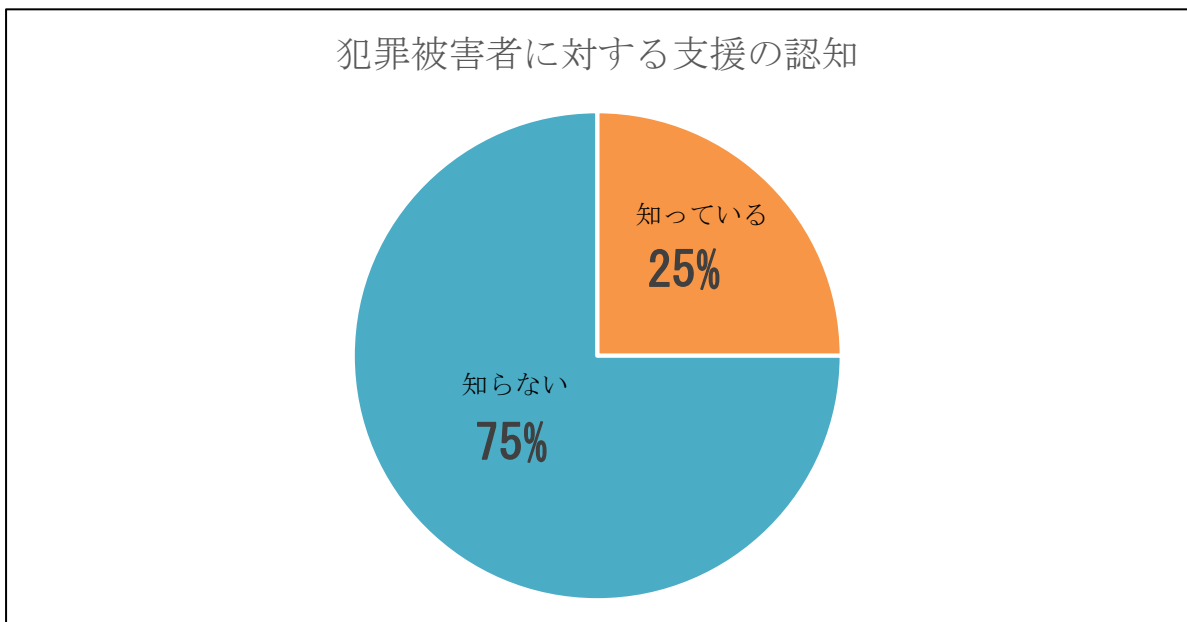
犯罪被害者やその家族が抱える問題は、精神的・経済的負担など多岐に渡ることから、犯罪被害者等に対する支援の内容など、今後の施策の参考とするため調査しました。

1 犯罪被害者に対する支援の認知

Q1 あなたは、犯罪被害にあわれた方に対する支援があることを知っていますか。

「知っている」が25%、「知らない」が75%となりました。

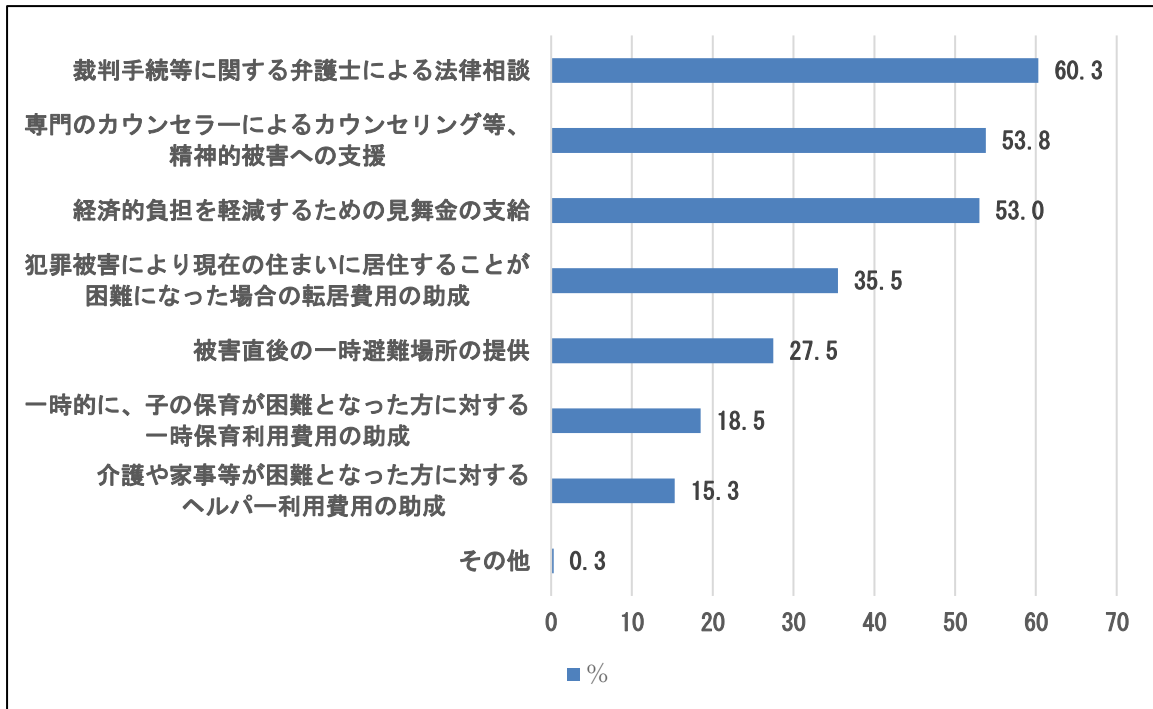
n = 400



2 犯罪被害者等への支援として必要だと思うもの

Q2 犯罪被害にあわれた方の支援に関して、あなたが必要だと思うものは何ですか。[3つまで]

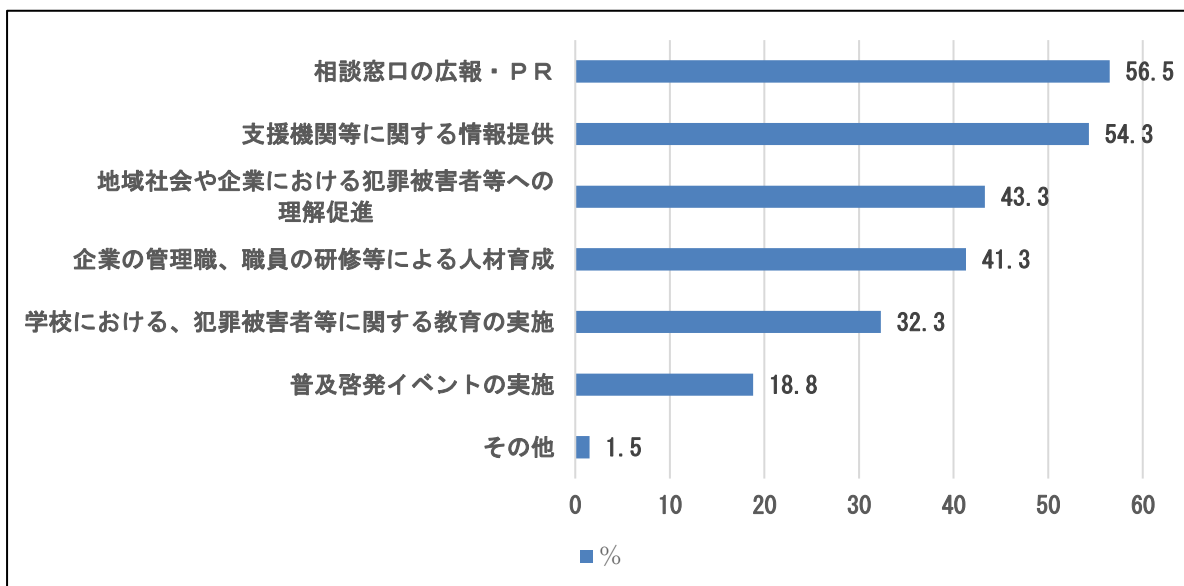
「裁判手続等に関する弁護士による法律相談」（60.3%）が最も高く、次いで「専門のカウンセラーによるカウンセリング等、精神的被害への支援」（53.8%）、「経済的負担を軽減するための見舞金の支給」（53%）と続いています。



### 3 犯罪被害者等支援の充実のために市が力を入れるべき取組み

Q3 あなたは、犯罪被害にあわれた方の支援の充実を図るうえで、市はどのような取組みに力をいれていくべきだと思いますか。[3つまで]

「相談窓口の広報・PR」(56.5%)が最も高く、次いで「支援機関等に関する情報提供」54.3%、「地域社会や企業における犯罪被害者等への理解促進」(43.3%)と続いています。



秦野市犯罪被害者等総合支援事業実施規則

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 支援金支給事業（第 3 条—第 1 2 条）
- 第 3 章 日常生活等支援事業（第 1 3 条—第 3 0 条）
- 第 4 章 専門相談支援事業（第 3 1 条—第 4 4 条）
- 第 5 章 雑則（第 4 5 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、秦野市犯罪被害者等支援条例（令和 3 年秦野市条例第〇〇号。以下「条例」という。）第 7 条に規定する総合支援事業として本市が実施する支援金支給事業、日常生活等支援事業及び専門相談事業について必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 条例第 2 条第 1 号に規定する犯罪等のうち、刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）その他日本国における刑罰法令に規定する行為（刑法第 3 7 条第 1 項本文、第 3 9 条第 1 項又は第 4 1 条の規定により罰せられない行為（同法第 3 5 条又は第 3 6 条第 1 項の規定により罰せられない行為を除く。）を含む。）をいう。
- (2) 性犯罪 刑法第 1 7 6 条から第 1 7 9 条までの罪、同法第 1 8 1 条の罪及び同法第 2 4 1 条の罪並びにこれらの罪（同法第 1 7 6 条、第 1 7 8 条第 1 項及び第 1 7 9 条第 1 項の罪を除く。）の未遂罪をいう。
- (3) 重傷病 療養の期間が 1 か月以上で、かつ、入院 3 日以上を要する負傷又は疾病をいう。ただし、精神疾患である場合は、療養の期間が 1 か月以上で、かつ、その症状の程度が 3 日以上労務に服することができない程度であることを要する。

(4) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げるいずれかに該当する者であつて、それぞれに掲げる事項によりやむを得ず本市の住民基本台帳に記録されずに本市内に居住している者をいう。

ア 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第2条第3項に規定する避難住民

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者

ウ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第3項に規定するストーカー行為に係る被害を受けていた者

エ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者

オ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者

カ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者

(5) 犯罪被害 犯罪による被害であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が受理されているものに限る。

ア 犯罪による死亡又は重傷病

イ 性犯罪による被害

(6) 犯罪被害者 犯罪被害を被った者をいう。

2 前項各号に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の意義の例による。

## 第2章 支援金支給事業

(支援金の支給)

第3条 市長は、条例第7条第1項第1号の規定により、犯罪被害者である市民又はその遺族に対し、次の各号に掲げる支援金を支給する。

(1) 遺族支援金 犯罪により市民が死亡した場合について支給する。

- (2) 重傷病支援金 犯罪により市民が重傷病を負った場合について支給する。
- (3) 性犯罪被害支援金 市民が性犯罪の被害（前2号に該当する場合を除く。）を被った場合について支給する。

（支給対象者等）

第4条 支援金の支給の対象とする者は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、それぞれの各号に定める者とする。

- (1) 遺族支援金 犯罪により死亡した犯罪被害者である市民の遺族であって、第3項に定める第1順位の遺族となる者
- (2) 重傷病支援金 犯罪により重傷病を負った犯罪被害者で犯罪発生時に市民であった者
- (3) 性犯罪被害支援金 性犯罪被害者で犯罪発生時に市民であった者

2 前項第1号の遺族は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪により死亡した犯罪被害者である市民の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと認められる者を含む。第4項において同じ。）
- (2) 犯罪被害者である市民の収入によって生計を維持していた犯罪被害者である市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（子にあっては、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあったと認められる者を含む。次号において同じ。）

(3) 前号に該当しない犯罪被害者である市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序とし、父母にあつては、養父母を先とし、実父母を後とする。ただし、遺族間での協議において代表者を決定したときは、その代表者（前項各号に掲げる者に限る。）を第1順位の遺族とすることができる。

4 重傷病支援金は、犯罪被害による負傷又は疾病のため犯罪被害者による申請が困難と認められるときは、次の各号のいずれかに該当する家族又は親族が、犯罪被害者の代理として申請し、支給を受けることができる。

- (1) 犯罪により重傷病を負った者の配偶者
- (2) 犯罪により重傷病を負った者の二親等以内の親族

5 第3項の場合において、遺族支援金の支給を受けるべき同順位の遺族が2

名以上あるときは、その1名に対してした支給及び第4項の場合において、代理としての家族又は親族の1名に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(支給額)

第5条 支援金の支給額は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、それぞれの各号に定める額とする。

- (1) 遺族支援金 50万円。ただし、犯罪による被害につき、既に次号に規定する重傷病支援金の支給を受けている者が、その犯罪による被害に起因して死亡した場合は、40万円
- (2) 重傷病支援金 10万円。ただし、犯罪による被害につき、既に次号に規定する性犯罪被害支援金の支給を受けている場合は、5万円
- (3) 性犯罪被害支援金 5万円

(支給の制限)

第6条 市長は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害者である市民又は次条の規定により支援金の申請をする者（以下この章において「申請者」という。）が犯罪を誘発したときその他犯罪被害について、犯罪被害者である市民又は申請者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (2) 犯罪被害者である市民又はその家族若しくは遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないとき。
- (3) 過失による被害においては、被害者に重大な過失があったとき。
- (4) 同一の犯罪被害について、この規則による支援金と同種のものゝ支給を国又は他の地方公共団体から受けているとき。
- (5) 犯罪被害者である市民又は申請者が秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団員等であるとき。

(支援金の申請)

第7条 支援金の支給を受けようとする者は、犯罪被害者等支援金支給申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、それぞれの各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 遺族支援金

ア 犯罪により死亡した者が、犯罪が行われた時点において市民であった

ことを証明する書類

イ 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類

ウ 申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証明する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

エ 申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病支援金又は性犯罪被害支援金

ア 犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪被害を受けた者が、犯罪が行われた時点において市民であったことを証明する書類

イ 重傷病を負った被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書その他の証明書

ウ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、本市が保有する公簿等により確認することができるものについては、申請者の同意に基づいてその公簿等により確認し、書類の添付を省略させることができる。

(申請の期限)

第8条 前条の規定による申請は、犯罪が行われた日から起算して2年を経過した日以後は、することができない。ただし、この期間内に申請を行わなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(支給の決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があつたときは、その内容を審査のうち、支給の可否を決定し、犯罪被害者等支援金支給（不支給）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うために必要があるときは、犯罪被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪被害に関する情報、犯罪被害者及びその家族若しくは遺族の続柄又は居住の実態を調査することができる。



(支援金の請求及び支給)

第10条 支援金の支給の決定を受けた者は、犯罪被害者等支援金支給請求書(第3号様式)により決定された支援金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、その内容を審査し、支援金を支給するものとする。

(支給の決定の取消し)

第11条 市長は、支援金の支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給の決定を取り消すものとする。

- (1) 支援金の支給を受ける資格がないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により支給の決定を受けたと認めるとき。

(支援金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により支給の決定を取り消した場合において、既に支援金を支給しているときは、その支給を受けた者に対し、支給した支援金の全部又は一部の返還を命じることができる。

### 第3章 日常生活等支援事業

(費用の助成)

第13条 市長は、条例第7条第1項第2号及び第3号の規定により、犯罪被害者である市民又はその家族若しくは遺族に対し、次の各号に掲げる費用を助成する。

- (1) 配食サービス費用
- (2) 一時預かりサービス費用
- (3) 転居費用

(家族又は遺族の範囲)

第14条 助成を受けることができる家族(以下この章において「家族」という。)は、犯罪が行われた時点において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪により重傷病を負い、又は性犯罪被害を受けた者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと認められる者を含む。次項において同じ。)
- (2) 犯罪により重傷病を負い、又は性犯罪被害を受けた者の二親等以内の親族(子にあっては、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあったと認められる者を含む。次項において同じ。)

2 助成を受けることができる遺族(以下この章において「遺族」という。)

は、犯罪により死亡した者の死亡時において市民であり、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪により死亡した者の配偶者
- (2) 犯罪により死亡した者の二親等以内の親族  
(配食サービス費用の助成)

第15条 市長は、犯罪被害により日常生活を営むことについて支障があると認められる者が、配食サービスを利用したときは、それに要した費用を助成するものとする。

(配食サービス費用の助成の内容)

第16条 前条の規定による助成は、犯罪被害者等が配食サービスの利用に要した費用の実費額を対象として助成金を支給するものとする。

- 2 前項の助成金は、対象者1名につき、1食当たり1,000円を上限とし、30食までとする。
- 3 助成の対象となる配食サービスは、配食サービスの提供を業とする事業者から提供されたものとする。

(配食サービス費用の助成の対象者)

第17条 第15条の規定による助成の対象とする者は、配食サービスを利用する時点及び第25条の規定による申請をする時点において市民であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪により重傷病を負い、又は性犯罪被害を受けた者
- (2) 犯罪により重傷病を負い、又は性犯罪被害を受けた者の家族
- (3) 犯罪により死亡した犯罪被害者の遺族

(一時預かりサービス費用の助成)

第18条 市長は、犯罪被害により、監護する小学校就学前の児童又は小学校の児童の家庭での保育が困難となった犯罪被害者等が、その監護する子のために一時預かりサービス（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の12第1項の規定による届出がされた保育園、こども園若しくは幼稚園において実施されるもの又は本市が委託するファミリー・サポート・センターにおいて実施されるものに限る。）を利用したときは、それに要した費用を助成するものとする。ただし、公的機関の他の制度により一時預かりサービスの利用に要した費用に対する助成を受けている場合は、その制度を優先して利用するものとし、なお自己の負担する費用が発生した場合には、その額を上限として助成するものとする。

(一時預かりサービス費用の助成の内容)

第19条 前条の規定による助成は、犯罪被害者等が一時預かりサービスの利用に要した費用の実費額を対象として助成金を支給するものとする。

2 前項の助成金は、一時預かりサービスを受けた子ども1名につき、1日当たり8,500円を上限とし、10日までとする。

(一時預かりサービス費用の助成の対象者)

第20条 第18条の規定による助成の対象とする者は、一時預かりサービスを利用する時点及び第25条の規定による申請をする時点において市民であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第17条各号のいずれかに該当する者
- (2) 犯罪被害者の子を監護する者

(転居費用の助成)

第21条 市長は、犯罪被害により、従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害者等が新たな住居へ転居したときは、それに要した費用を助成するものとする。

2 前項の従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 従前の住居又はその付近において犯罪が行われたため、精神的にその住居に居住し続けることが困難となった者
- (2) 犯罪により住居が滅失し、又は著しく損壊したため、居住することができなくなった者
- (3) 二次被害又は再被害を受けた者又は受けるおそれのある者

(転居費用の助成の内容)

第22条 前条の規定による助成は、犯罪被害者等が転居に要した費用の実費額を対象として助成金を支給するものとする。

2 前項の助成金は、一つの犯罪被害につき、200,000円を上限とし、1回の転居までとする。

3 助成の対象となる転居費用の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 引越しに係る運送費用及び荷造り等のサービスに係る費用
- (2) 新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、日割り家賃その他の費用
- (3) その他市長が転居のために必要と認める費用

4 前項第1号及び第2号に掲げる費用は、引越事業者、不動産事業者等に支

払ったものに限る。

(転居費用の助成の対象者)

第23条 第21条の規定による助成の対象とする者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪により死亡した犯罪被害者である市民の第14条第2項各号に規定する遺族であって、犯罪発生時に犯罪被害者と同居していた者
- (2) 犯罪により重傷病を負った犯罪被害者で犯罪発生時に市民であった者
- (3) 性犯罪(刑法第176条、第178条第1項及び第179条第1項の罪並びにこれらの未遂罪を除く。)の犯罪被害者で犯罪発生時に市民であった者
- (4) 放火(刑法第108条、第111条第1項又は第117条第1項の罪をいう。)によって第21条第2項第2号に該当することとなった者で、死亡又は重傷病に該当せず、犯罪発生時に市民であった者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、同号に該当する者のうち、犯罪被害者の被害が加害者の過失によるものである場合は、助成の対象としない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(助成の制限)

第24条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第15条、第18条又は第21条の規定による助成を実施しないことができる。

- (1) 犯罪被害者である市民又は次条の規定により助成の申請をする者(以下この章において「申請者」という。)が犯罪を誘発したときその他犯罪被害者について、犯罪被害者である市民又は申請者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (2) 犯罪被害者である市民又はその家族若しくは遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、助成の実施をすることが社会通念上適切でないとき。
- (3) 過失による被害においては、被害者に重大な過失があったとき。
- (4) 同一の犯罪被害について、この規則による助成金と同種のものの支給を国又は他の地方公共団体から受けているとき。
- (5) 犯罪被害者である市民又は申請者が秦野市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等であるとき。

(助成の申請)

第25条 第15条、第18条又は第21条の規定による助成を受けようとする者は、犯罪被害者等日常生活等支援申請書(第4号様式)及び犯罪被害に関する申立書(第5号様式)により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、第15条、第18条又は第21条の規定による各支援の支払費用を証明する領収書その他の支払費用の内容を証明する書類及び次の各号に掲げる助成の区分に応じ、それぞれの各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 配食サービス費用又は一時預かりサービス費用の助成

ア 犯罪により重傷病を負い、又は性犯罪被害を受けた者又は第14条第1項に規定する家族が申請するとき。

(ア) 申請者が助成の申請を行う時点において市民であることを証明する書類

(イ) 重傷病を受けた被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書

(ウ) 家族の申請にあつては、申請者と被害者との続柄を証明する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

(エ) 家族の申請にあつては、申請者が被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類

(オ) その他市長が必要と認める書類

イ 第14条第2項に掲げる遺族が申請するとき。

(ア) 申請者が助成の申請を行う時点において市民であることを証明する書類

(イ) 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類

(ウ) 申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

(エ) 申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類

(オ) その他市長が必要と認める書類

(2) 転居費用の助成

ア 犯罪により重傷病を負い、又は性犯罪被害を受けた者が申請するとき。

(ア) 犯罪により重傷病を負い、又は性犯罪被害を受けた者が、犯罪が行われた時点において市民であったことを証明する書類

(イ) 重傷病を負った被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書

(ウ) その他市長が必要と認める書類

イ 第14条第2項に掲げる遺族が申請するとき。

(ア) 犯罪により死亡した者が、犯罪が行われた時に市民であったことを証明する書類

(イ) 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類

(ウ) 申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

(エ) 申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類

(オ) その他市長が必要と認める書類

ウ 第23条第1項第4号に規定する放火による被害に遭った者が申請するとき。

(ア) 申請者が犯罪が行われた時点において市民であったことを証明する書類

(イ) 罹災証明書

(ウ) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、本市が保有する公簿等により確認することができるものについては、申請者の同意に基づいてその公簿等により確認し、書類の添付を省略させることができる。

(申請の期限)

第26条 前条の規定による申請は、犯罪が行われた日から起算して1年（配食サービス費用の助成にあつては、60日）を経過したときは、することができない。ただし、この期間内に申請を行わなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(助成の決定)

第27条 市長は、第25条の規定による申請があつたときは、その内容を審

査のうえ、助成の可否を決定し、犯罪被害者等日常生活等支援助成金支給（不支給）決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うために必要があるときは、犯罪被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪被害に関する情報、犯罪被害者及びその家族若しくは遺族の続柄又は居住の実態を調査することができる。

（助成金の請求及び支給）

第28条 助成金の支給の決定を受けた者は、犯罪被害者等日常生活等支援請求書（第7号様式）により決定された助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、その内容を審査し、助成金を支給するものとする。

（助成の決定の取消し）

第29条 市長は、助成の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成の決定を取り消すものとする。

- (1) 助成を受ける資格がないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成の決定を受けたと認めるとき。

（助成金の返還）

第30条 市長は、前条の規定により助成の決定を取り消した場合において、既に助成金を支給しているときは、その支給を受けた者に対し、支給した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

#### 第4章 専門相談支援事業

（法律相談の実施）

第31条 市長は、条例第7条第1項第4号の規定により、犯罪被害者等が犯罪被害により直面している法律上の問題について、被害の回復のために採りうる法的手段の説明等を行うことにより、法的知識に関する支援を行うことを目的として、犯罪被害に精通する弁護士による法律相談を実施する。

（法律相談の対象者）

第32条 法律相談の実施の対象とする者は、犯罪被害者である市民若しくはその家族若しくは遺族又は犯罪被害者の家族若しくは遺族で市民である者のうち、相談内容が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 犯罪被害の届出又は告訴に関すること。
- (2) 警察又は検察庁における犯罪被害者等の事情聴取、捜査状況等に関すること。

- (3) 刑事裁判、示談、損害賠償請求等に関する事。
  - (4) 検察審査会、被害者等通知制度等に関する事。
  - (5) マスコミ及びインターネット上の誹謗中傷に対する対策等、二次被害の防止に関する事。
  - (6) 犯罪被害者等給付金、弁護士費用の扶助その他の経済的支援に関する事。
  - (7) その他市長が必要と認める事項に関する事。
- 2 同一の犯罪被害について、既に法律相談を利用した者の他の家族又は遺族が新たに法律相談を利用することはできない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(法律相談の方法等)

第33条 法律相談は、同一の犯罪被害について1回当たり60分を目安とし、利用開始日から起算して3年以内に2回まで利用することができる。

2 法律相談の利用料は、無料とする。

3 法律相談は、神奈川県弁護士会に所属する弁護士に委託して実施するものとし、その実施内容については、神奈川県弁護士会と本市とが協議して定めるものとする。

(カウンセリングの実施)

第34条 市長は、条例第7条第1項第5号の規定により、犯罪により受けた精神的な被害が早期に軽減し、又は回復することができるよう心理学的な専門知識及び技術を有するカウンセラーによるカウンセリングを実施する。

(カウンセリングの対象者)

第35条 カウンセリングの実施の対象とする者は、犯罪被害者である市民若しくはその家族若しくは遺族又は犯罪被害者の家族若しくは遺族で市民である者のうち、相談内容が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 心や身体についての悩みに関する事。
- (2) 家族関係の問題に関する事。
- (3) 職場、学校等の日常生活上の問題に関する事。
- (4) 対人関係の問題に関する事。
- (5) その他市長が必要と認める事項に関する事。

2 前項の規定による対象者のうち、精神科等の医師による治療を受けている者にあつては、カウンセリングの利用について主治医の了解を得ていることを要するものとする。



3 同一の犯罪被害について、既にカウンセリングを利用した者の他の家族又は遺族が新たにカウンセリングを利用することはできない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(カウンセリングの方法等)

第36条 カウンセリングは、同一の犯罪被害について1回当たり60分を目安とし、利用開始日から起算して3年以内に10回まで利用することができる。

2 カウンセリングの利用料は、無料とする。

3 カウンセリングは、公認心理師、臨床心理士又はこれらと同等の資格を有するカウンセラーが所属する事業所に委託して実施するものとし、その実施内容については、各事業所と本市とが協議して定めるものとする。

(専門相談の実施の制限)

第37条 市長は、専門相談の対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、専門相談を実施しないことができる。

(1) 犯罪被害者又は次条の規定により専門相談の申込みをする者（以下この章において「申込者」という。）が犯罪を誘発したときその他犯罪被害について、犯罪被害者又は申込者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

(2) 犯罪被害者又はその家族若しくは遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、専門相談を実施することが社会通念上適切でないとき。

(3) 犯罪被害者又は申込者が秦野市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等であるとき。

(専門相談の申込み)

第38条 専門相談を利用しようとする者は、犯罪被害者等専門相談申込書（第8号様式）に申込者が申込みを行う時点において市民であることを証明する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本市が保有する公簿等により確認することができるものについては、申込者の同意に基づいてその公簿等により確認し、書類の添付を省略させることができる。

(専門相談の実施の決定)

第39条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査

のうえ、利用の可否を決定し、犯罪被害者等専門相談利用承認（不承認）決定通知書（第9号様式）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うために必要があるときは、犯罪被害者又は申込者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪被害に関する情報、犯罪被害者及びその家族若しくは遺族の続柄又は居住の実態を調査することができる。

3 市長は、第1項の規定により利用の承認の決定をしたときは、専門相談の実施に当たって、利用の承認の決定を受けた者（以下この章において「利用者」という。）と専門相談を受託する者（以下この章において「受託者」という。）との間において必要となる調整を行うものとする。

（専門機関との連携等）

第40条 受託者は、専門相談を実施した場合において、必要と認めるときは、他の専門機関との連携、紹介等を行うものとする。

（実施状況及び記録）

第41条 受託者は、専門相談を実施したときは、犯罪被害者等法律相談報告書（第10号様式）又は犯罪被害者等カウンセリング報告書（第11号様式）により市長に報告するものとする。

（秘密の保持）

第42条 受託者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（利用承認の決定の取消し）

第43条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用承認の決定を取り消すものとする。

- (1) 専門相談を利用する資格がないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により決定を受けたと認めるとき。

（費用の負担）

第44条 市長は、前条の規定により決定を取り消した場合において、既に専門相談が実施されているときは、利用者に対し、その専門相談に要した費用の全部又は一部の負担を命じることができる。

## 第5章 雑則

（様式）

第45条 この規則の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は、別に定める。

## 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害について、適用する。

### 別表（第45条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	犯罪被害者等支援金支給申請書	第7条
第2号様式	犯罪被害者等支援金支給（不支給）決定通知書	第9条
第3号様式	犯罪被害者等支援金支給請求書	第10条
第4号様式	犯罪被害者等日常生活等支援申請書	第25条
第5号様式	犯罪被害に関する申立書	第25条
第6号様式	犯罪被害者等日常生活等支援助成金支給（不支給）決定通知書	第27条
第7号様式	犯罪被害者等日常生活等支援請求書	第28条
第8号様式	犯罪被害者等専門相談申込書	第38条
第9号様式	犯罪被害者等専門相談利用承認（不承認）決定通知書	第39条
第10号様式	犯罪被害者等法律相談報告書	第41条
第11号様式	犯罪被害者等カウンセリング報告書	第41条